

平成18年12月15日

1.出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 己
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2.欠席議員

な し

3.本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	緒 方 正 義
次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	藤	崎	勝	行
福	祉	保	中	原	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	田	代	裕	志
北	方	支	末	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	木	寺	甚	藏
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	森		基	治
企	画	課	宮	下	正	博
選挙管理委員会事務局	長		古	川	正	明
監査委員事務局	長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 6 号

12月15日（金）10時開議

日程第 1	第99号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）武雄市病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 2	第100号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）武雄市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 3	第101号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）山内町水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 4	第102号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）北方町水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 5	第103号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）武雄市工業用水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 6	第104号議案	平成17年度（平成18年 3 月 1 日～平成18年 3 月31日）武雄市病院事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 7	第105号議案	平成17年度（平成18年 3 月 1 日～平成18年 3 月31日）武雄市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 8	第106号議案	平成17年度（平成18年 3 月 1 日～平成18年 3 月31日）武雄市工業用水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 9	第107号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）武雄市一般会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第108号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第109号議案	平成17年度（平成17年 4 月 1 日～平成18年 2 月28日）武雄

		市競輪事業特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第110号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市交通災害共済特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第111号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第112号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市老人保健特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第113号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市給湯事業特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第114号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	第115号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第116号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町一般会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第117号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町国民健康保険特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第118号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町老人保健特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第119号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）山内町農業集落排水特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第120号議案	平成17年度（平成17年4月1日～平成18年2月28日）北方町一般会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・

		質疑・討論・採決)
日程第23	第121号議案	平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)北方町国民健康保険特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第122号議案	平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)北方町老人保健特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第123号議案	平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)北方町農業集落排水事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第124号議案	平成17年度(平成17年4月1日~平成18年2月28日)武雄市山内町衛生処理組合一般会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第125号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市一般会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第126号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市国民健康保険特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第127号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市老人保健特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第128号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第129号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第32	第130号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第33	第131号議案	平成17年度(平成18年3月1日~平成18年3月31日)武雄市給湯事業特別会計決算認定について(決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第34	第132号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市競輪事業特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第35	第133号議案	平成17年度（平成18年3月1日～平成18年3月31日）武雄市交通災害共済特別会計決算認定について（決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第135号議案	専決処分の承認について（平成18年度武雄市一般会計補正予算（第4回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第37	第136号議案	武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第38	第137号議案	武雄市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第39	第138号議案	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第40	第139号議案	武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第41	第140号議案	武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第42	第141号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第43	第142号議案	武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第44	第143号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立について（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第45	第144号議案	佐賀県市町総合事務組合の設立について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第46	第145号議案	佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第47	第146号議案	佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第48	第147号議案	佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について（質疑・総務文教常任委員会付託）

日程第49	第148号議案	佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第50	第149号議案	佐賀県自治会館組合の解散について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第51	第150号議案	佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について（質疑・総務文教常任委員会付託）

開 議 10時 1 分

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき、議案審議を開始いたします。

日程第1．第99号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定についてから、日程第35．第133号議案 平成17年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまで、35件の議案を一括議題といたします。

継続審査終了に基づく決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。
樋渡決算審査特別委員長

○決算審査特別委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成18年11月6日から17日までの2週間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました35の決算認定議案のうち、第99号議案 病院事業会計決算認定について、第101号議案 水道事業会計決算認定について、第102号議案 水道事業会計決算認定について、第104号議案 病院事業会計決算認定について、第108号議案 国民健康保険特別会計決算認定について、第109号議案 競輪事業特別会計決算認定について、第110号議案 交通災害共済特別会計決算認定について、第112号議案 老人保健特別会計決算認定について、第113号議案 給湯事業特別会計決算認定について、第114号議案 農業集落排水事業特別会計決算認定について、第115号議案 公共下水道事業特別会計決算認定について、第117号議案 国民健康保険特別会計決算認定について、第118号議案 老人保健特別会計決算認定について、第119号議案 農業集落排水特別会計決算認定について、第121号議案 国民健康保険特別会計決算認定について、第122号議案 老人保健特別会計決算認定について、第123号議案 農業集落排水事業特別会計決算認定について、第124号議案 山内町衛生処理組合一般会計決算認定について、第126号議案 国民健康保険特別会計決算認定について、第127号

議案 老人保健特別会計決算認定について、第128号議案 農業集落排水事業特別会計決算認定について、第129号議案 公共下水道事業特別会計決算認定について、第130号議案 土地区画整理事業特別会計決算認定について、第131号議案 給湯事業特別会計決算認定について、第132号議案 競輪事業特別会計決算認定について、第133号議案 交通災害共済特別会計決算認定について、以上の26の事件については、慎重審査の結果、いずれも原案どおり認定して差し支えないものと決定いたしました。

次に……

〔30番「議長、議事進行で」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

今の委員長の読み上げられた各号ですね、報告には問題ないんですけども、例えば、山内町、北方町という名称があるでしょう。それを抜かして読むと、実際法律上ですよ、議決するときに問題があるような気がしますので、ちょっと休憩してですね、そこらを確認してください。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩いたします。

休 憩 10時 6 分

再 開 10時 8 分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

最初から、もう一度委員長報告を行います。

○決算審査特別委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

失礼しました。それでは、第99号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定について、第101号議案 平成17年度山内町水道事業会計決算認定について、第102号議案 平成17年度北方町水道事業会計決算認定について、第104号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定について、第108号議案 平成17年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第109号議案 平成17年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第110号議案 平成17年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について、第112号議案 平成17年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、第113号議案 平成17年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第114号議案 平成17年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第115号議案 平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第117号議案 平成17年度山内町国民健康保険特別会計決算認定について、第118号議案 平成17年度山内町老人保健特別会計決算認定について、第119号議案 平成17年度山内町農業集落排水

特別会計決算認定について、第121号議案 平成17年度北方町国民健康保険特別会計決算認定について、第122号議案 平成17年度北方町老人保健特別会計決算認定について、第123号議案 平成17年度北方町農業集落排水事業特別会計決算認定について、第124号議案 平成17年度武雄市山内町衛生処理組合一般会計決算認定について、第126号議案 平成17年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第127号議案 平成17年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、第128号議案 平成17年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第129号議案 平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第130号議案 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第131号議案 平成17年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第132号議案 平成17年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第133号議案 平成17年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について、以上の26の事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案どおり認定して差し支えないものと決定いたしました。

次に、第100号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定について、第103号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第105号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定について、第106号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第107号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定について、第111号議案 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第116号議案 平成17年度山内町一般会計決算認定について、第120号議案 平成17年度北方町一般会計決算認定について、第125号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定について、以上の九つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定して差し支えないものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対し、次のとおりの意見が出されましたので御報告いたします。

1 番目に、危機的状況にある財政を認識し、事業実施に当たっては安易に基金運用に頼らず、合併効果を生かし、事業の取捨選択を行い、徹底した歳出の削減に努められたい。

第2に、業務内容を見直し、民間にできるものは民間に委託し、委託については競争原理を用い、よりよいサービスの提供と経費削減に努められたい。

第3に、税、また使用料等の徴収について、納税意識の高揚を図り、収納率の向上を図られたい。

第4に、予算の執行については、地元業者発注に努められたい。

第5に、職員の意識改革が肝要であり、研修等を行い、職員の専門性の充実、強化を図られたい。

以上、報告でございます。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

それでは、これより討論及び採決を順次行います。

第99号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第99号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第99号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第100号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成17年度武雄市水道事業会計決算認定については、反対の立場から討論いたします。

17年度の水道事業をめぐっては、合併を前にして武雄市の高い水道料金をどうするのかと、これが積極的に議論を交わされてきました。前市長は合併後2年間はそれぞれの料金体系で進めるものの、会計は一本化する。さらに、武雄市が積み立てている14億円を超える利益積立金、これを含めてそれぞれの町の基金も一本化するということなどでありました。水道会計に積み立てられている利益剰余金の14億円は、高料金対策の交付金が料金の格差是正、料金の平準化という制度の目的、これが受益者への還元という形では実施されてこなかった。この積み上げた結果であります。平成13年に水道料金の引き下げが実施されたものの、それでもまだ全国第7位という高料金であります。その背景を見ていきますと、1人1日最大給水量590リットル、この過大な見積もり予測が淵ノ尾ダム後の本部、矢筈ダム、さらには西部広域水道事業への加入という過剰な開発が進められ、結果としての高料金だと、そう認識をいたしております。

17年度は合併すれば、旧武雄市にとっては料金の統一という見直しで安くなるという答弁が執行部からなされてきました。平成11年度以降、市の監査委員会が一貫して指摘してきた西部広域水道事業の受水費も不合理な料金体系の見直し、むだな支出を省くという当然の指摘だったと考えます。昨日の議会での討論を通じて、料金体系の見直しは2部料金制の道が開かれることによって大きく前進するものと期待するものであります。

さらに、単価の引き下げ、これも受水費引き下げに大きく貢献するものであります。現市

長の水道料金引き下げの公約、これを実現するその条件が開かれるものと確信するものであります。これはこれで是とするものの、平成20年以降のものであります。

以上のことを指摘し、平成17年度の決算認定については反対の立場を表明し、討論といたします。

次に、議長の許可を得まして、第103号議案についての討論もこの際させていただきたいと思います。

武雄市工業用水道事業会計決算についてであります。（発言する者あり）伝えております。従来やってきましたからね。

この事業にも当初の立ち上げの際の過大見積もり、これが予測を外れ、その時々を経済情勢の変化を考慮しつつも過剰ではなかったのかと、その結果が毎年一般会計からの50,000千円の繰り出しを行わざるを得ない、そういう結果を生み出しております。財政が厳しいという状況の中で、この50,000千円はある意味では本当にもったいない支出と指摘せざるを得ません。この際、県営工業団地への工水の供給でありますから、県の財政負担、これも強く要求していくことが大切ではないかと、このことを強く指摘をして討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

第100号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この決算については、平野議員が言われるとおりに前市長は新市になったときに、その基金を利用してということは言われませんでしたけれども、言外にそういうことをにじませて新市になったら旧武雄市の分については速やかに下げるということを言われました。しかし、この17年度の、去年の決算の時点でそれを使うとかは全然申されておられませんので、そして、これは2月末までで、ひょっとすれば3月にされたかもわかりませんので、この2月の時点ではまだ中途でありまして、ここの基金にあることについては不合理性がないと考えております。

ついでに、第103号議案の平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平野議員がおっしゃるとおり50,000千円の本会計からの持ち出しというのは、非常に市民感情からすれば納得できない部分があると思います。それについても、この時点においてはトヨタ合成における青色発光ダイオードで2,000トンを使うというふうな話になっておりましたので、それがはっきりこの時点では使わないということは否定されておられませんので、その点について、この2月までに關しては問題ないかと思っております。

以上、賛成の討論といたします。

〔29番「議長、議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

ちょっと討論の中で、関連して次の議案も同様の趣旨で省略するということもありますけれども、今みたいに全く違うような言い方で、関連しておるのか、関連しとらんかわかりませんけれども、そういう討論を一遍になされた場合ですね、議長は賛否をとるとき難しいんじゃないかと思うんですけれども、ここは一考すべきところじゃなかとでしょうか。それとも今までの武雄市のやり方なんでしょうかね。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの意見を踏まえて、今後の対応については一考させていただきたいと思います。討論をとどめます。

〔29番「そんな全部せんね。初めから全部していっちょかんね。時間短縮するんだったら全部していっちょかんね。されんでしょうが」〕

はい。

〔30番「進行」〕

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第100号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第100号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第101号議案 平成17年度山内町水道事業会計決算認定について及び第102号議案 平成17年度北方町水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第101号議案及び第102号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第101号議案及び第102号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第103号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

第103号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第103号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第104号議案 平成17年度武雄市病院事業会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第104号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第104号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第105号議案 平成17年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

第105号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第105号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第106号議案 平成17年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第106号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第106号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第107号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定について討論を開始いたします。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第107号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定については、反対の立場から討論いたします。

平成17年は、庶民への大增税路線が始まる年でありました。個人市民税が2千円の均等割が3千円に増額され、配偶者控除の廃止で3,500人が新たな負担増になる。老年者控除500千円の廃止、65歳以上で780名の方が1人当たり16,600円の負担増になる、そういう結果でありました。個人市民税全体で見ると、前年度比で78,000千円の負担増であります。さらに、国庫補助金の削減も市民に直接影響を与えております。義務教育費は無償である原則のもとに就学援助制度が実施され、学用品、給食費、修学旅行費等への一部の助成、準要保護の方への援助が行われておりますけども、これが一般財源化され、生活保護世帯への老齢加算の縮小・廃止、母子加算の子供の年齢を18歳から15歳に引き下げるなど、社会的弱者と言われる人たちへの容赦のない財政の締めつけが始まった年であります。国庫支出金は武雄市財政には22.9%、306,826千円の減、県支出金19.9%、126,742千円の減と、国、県の地方自治体への財政のしわ寄せ、市財政を一段と厳しくしております。

歳出の分野で見ますと、市内巡回バスの運行補助金、生活交道路線維持補助金の4,078千円の減、老人会の補助金35%の削減、福祉タクシーについては対象者が685名から755名と拡大されたものの、補助金は40%の削減です。敬老会の補助金も1,315千円が丸々廃止になりました。老人福祉費全体で21,360千円の減額であります。

一方で、同和関連事業への負担金・補助金は、これは聖域となっているんじゃないかと議会でも指摘をしてきたところであります。佐賀県部落史人権啓発教材調査研究委託料341,800円、これは従来、佐賀県部落史研究というのは5年間という時限のもとに予算が計上されてきました。それ以来10数年、一貫してこの予算が計上されております。佐賀県部落解放推進協議会、これは部落解放同盟を中心として部落解放基本法にこれを発展させたい、そういう運動であります。同和对策事業が時限立法であったものが年々延長されましたけれども、これが法律としては打ち切られる、その後に基本法を制定させようという運動であります。金額としては武雄市が負担しているのは107,400円。細かいことを見ていきますと、例えば部落解放同盟の新年旗開き、これは一つの運動団体でありますけれども、そこに武雄市の、いわば参加費みたいな形で支払われる、こういうことを聖域にすべきではないと、これは県が中心にやっている事業ですから、この点での見直し、これも強く要求していきたいと思えます。

最後に、住宅汚水処理施設維持管理業務委託料3,628千円でありますけれども、委託契約を結ぶ業者の選定は3社以上の指名競争入札の方法をとっているものの、形としては入札で

ありますけれども、中野住宅、第2山下住宅の維持管理業務委託は、16年間、岩尾磁器工業に委託されております。指名競争入札といったものの、中野住宅が供用開始以来一貫して岩尾磁器に業務委託をする、これは実際は随契みたいなものです。特別な資格、特命だといえますか、そういう岩尾磁器でなければならない特殊な技術だとか、そういうふうなものも克服されてきております。一部は、さらに市内の業者が1社受けております。こういう委託契約は浄化槽の維持管理にとどまらず、あるいは清掃にもあるかも知れませんが、そういう内容の徹底した見直し、これも財政が厳しいと言われる中では進めていくことが大切ではないかと、これを強く指摘をするものであります。

これらのことを指摘いたしまして、第107号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

○11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。第107号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定について、賛成の立場より討論させていただきます。

今、反対討論の中にもありましたように、いろんな補助金体制が改正され、厳しい地方財政になっております。そこで、これは受益者負担という税の公平から見て、これはやむを得ないのではないかと私は思っております。

それと、先ほど言われました汚水処理施設維持管理費についてでございますけれども、中野住宅及び第2山下団地につきましては、中野住宅は平成2年、山下団地については平成4年より武雄市が維持管理を行っております。その当時、合併浄化槽として特定施設であり、県の登録が必要な浄化槽管理士免許を取得している業者が岩尾磁器だけだったために、その維持管理をお願いしてあったということでございます。その後につきましては、ほかの業者が免許を取得され、平成4年より競争入札に切りかえ、今日に至っておるということを聞いております。それで、私は特定業者にということはないと思います。

以上で賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第107号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第107号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第108号議案 平成17年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第109号

議案 平成17年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について及び第110号議案 平成17年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第108号議案、第109号議案及び第110号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第108号議案、第109号議案及び第110号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第111号議案 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第111号議案 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定については反対の立場から討論いたします。

17年度は779,099千円が予算として計上されました。前年比124.2%の増であります。金額に直しますと、431,633千円の増でありました。事業費の70%は建物移転補償費であり、うち430,000千円については南国ビルの移転補償であります。昨年10月の初めに契約が交わされ、中旬には前渡金として70%が既に支払われておりました。18年度への繰越明許を前提にした支払い内容であります。松原交差点の一画にまちなか広場をつくるという移転補償費を絡めた区画整理事業の計画変更がなされたものの、事業そのものの必要性、あるいは費用対効果等々を考えると、余りにも膨大な額だと、1世帯当たり40千円に上る負担であります。そういう市民の合意を得るには本当にほど遠い事業だと指摘せざるを得ません。

以上のことを指摘して反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第111号議案 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平野議員おっしゃるように、まちなか広場の必要性については以前も議論があったところです。しかし、一応、議会の方では認められておりますので、その時点で必要性はあるというふうに市としては認めたということになるのではないかと考えています。

そして、ちょっと予算の執行がおくれているということもありますけども、その予算の執行のおくれについては、その原因が市というよりも対JR、対県との話し合いが延びた部分

になっておりますので、市に全部の責任があるということにはならないかなというふうに考えております。また、これをうまく、おくれたことを利用して公共下水道の方に浄化槽をつくらずにできたというふうに、プラスに考える方がいいのではないかなというふうに私は考えて賛成の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第111号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第111号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第112号議案 平成17年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、第113号議案 平成17年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第114号議案 平成17年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について及び第115号議案 平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第112号議案、第113号議案、第114号議案及び第115号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第112号議案、第113号議案、第114号議案及び第115号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第116号議案 平成17年度山内町一般会計決算認定について討論を開始いたします。
23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第116号議案 平成17年度山内町一般会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。
本決算は、昨年、御承知のように1市2町各議会で廃置分合議案が提案されました。私はこの議案に反対の立場を表明し、反対の討論を行いました。結果は議案は可決され、一路合併ということになりました。そのため、山内町最後の一般会計となりました。私は、前町長のこの政治姿勢について、最初から合併ありきそのものではなかったかと指摘をし、その立場を表明してまいりました。

なお、一般会計決算の中身に、問題点について二つ指摘をしたいと思います。

一つは、新聞でも報道されました役職員退職者記念品支出であります。この点については、多くの町民の批判を買ったものではなかったでしょうか。

二つ目に、分校跡地の利用について、強引な費用支出は余りにも議会無視であったと考える次第であります。

こうした問題を指摘し、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

12番末藤議員

○12番（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。第116号議案 平成17年度山内町一般会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

この合併、武雄市、山内町、北方町の合併につきましては、地方分権推進、少子・高齢化の進行、国、地方における厳しい財政状況の中、行財政の効率化を図る手段として合併をしたわけございまして、本当によく合併ができたなというふうに思っておるところでございます。

それでは、討論を申し上げます。

この決算は、住民福祉や生活サービスの重要性など十分考慮され、限られた財源の中で有効かつ効率的な執行が行われ、厳しいながらも町民ニーズに十分こたえた決算となっているものと考えます。歳出で申し上げました退職者記念品の支給につきましては、これは山内町役職員退職者記念品贈呈規程という町の規程に基づき支払いをされたものでございますが、現金を受納された方は平成18年4月に個人的な判断から武雄市へ受納額と同額を返納されております。

また、山内西小学校の立野川内分校等改築工事がございましたが、これは木造で老朽化がひどく、子供たちが安心して学べないと地元から分校校舎改築に強い要望がございました。本校に統合してはという意見もございましたが、教育委員会で多くの議論を重ねていただき、改築の決定を下し、文科省からの補助金等を受けまして建設したものでございます。教育、文化、スポーツの発展の拠点となっておりまして、非常に町民からも喜んでいただいております。

そういうふうなことで、この決算は認定すべきものであると申し上げまして、本案に対しまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第116号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第116号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに

決定いたしました。

次に、第117号議案 平成17年度山内町国民健康保険特別会計決算認定について、第118号議案 平成17年度山内町老人保健特別会計決算認定について、第119号議案 平成17年度山内町農業集落排水特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第117号議案、第118号議案及び第119号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第117号議案、第118号議案及び第119号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第120号議案 平成17年度北方町一般会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第120号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第120号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第121号議案 平成17年度北方町国民健康保険特別会計決算認定について、第122号議案 平成17年度北方町老人保健特別会計決算認定について、第123号議案 平成17年度北方町農業集落排水事業特別会計決算認定について及び第124号議案 平成17年度武雄市山内町衛生処理組合一般会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第121号議案、第122号議案、第123号議案及び第124号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第121号議案、第122号議案、第123号議案及び第124号議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第125号議案 平成17年度武雄市一般会計決算認定について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第125号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第125号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第126号議案 平成17年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第127号議案 平成17年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、第128号議案 平成17年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第129号議案 平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第130号議案 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第131号議案 平成17年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第132号議案 平成17年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について及び第133号議案 平成17年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について、以上 8 件について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第126号議案、第127号議案、第128号議案、第129号議案、第130号議案、第131号議案、第132号議案及び第133号議案、以上 8 件の議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第126号議案、第127号議案、第128号議案、第129号議案、第130号議案、第131号議案、第132号議案及び第133号議案、以上 8 件の議案は、いずれも特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第36．第135号議案 専決処分の承認について（平成18年度武雄市一般会計補正予算（第4回））を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第135号議案 専決処分の承認について御説明申し上げます。

別冊の平成18年度武雄市一般会計補正予算書（第4回）をごらんください。

今回の専決処分の補正につきましては、玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画の受け入れの賛否に関する佐賀県民投票条例制定直接請求のための署名収集が12月3日を収集期限として実施されることとなり、同署名簿が各市町選挙管理委員会に提出された日から20日以内に同署名簿の審査事務を行うことが必要となったことに伴い、11月10日に専決をしたものでございます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、

歳入歳出それぞれ1,044千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ18,944,427千円といたしております。

内容について補正予算書の方で御説明いたします。予算書説明書の(3)ページをごらんください。歳入では15款・県支出金の3項・県委託金で佐賀県条例制定請求署名審査事務委託金を計上しております。

次に、歳出でございます。(4)ページでございます。2款・総務費、5項・選挙費の7目・直接請求審査費で、直接請求署名簿審査のため職員手当、臨時職員賃金等、準備経費を含めた所要経費について補正を行っております。

以上、第135号議案 専決処分の承認についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第135号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第135号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第135号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第135号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第135号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第37・第136号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第136号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、例規集第1巻、8,083ページの一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

この議案は障害者自立支援法の制定に伴い、身体障害者福祉法の一部改正が行われ、身体障害者療養施設を規定していた第30条が削除され、新たに障害者自立支援法第5条第12項において障害者支援施設が規定されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、第10条の2第1項第2号中の「身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設」を「障害者自立支援法第5条に規定する障害者支援施設」に改めるものです。

なお、この条例の施行につきましては公布の日からといたしております。

以上で第136号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第136号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第38．第137号議案 武雄市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

第137号議案 武雄市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案参考資料の2ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

武雄市肉用繁殖牛特別導入事業につきましては、これまで国の事業を受けて肉用牛経営の基盤強化、肉用牛の支援確保等を図る目的で事業を実施してまいりましたが、国の事業が廃止となり、新たに県の単独事業として実施されることに伴い、対象となる事業名の変更が必要となり、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条中「国及び県が定めた畜産総合対策事業実施要領」を「県が定めた肉用牛特別導入事業に係る実施要領」に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第137号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質問いたします。これは国が今度、先ほど言われたのは国の補助分もあったような話ですけども、今度補助分は受益者の方がふえるのか、県がその分を見てくれるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

今、基金として持っておりますけれども、この基金の総額が全部で33,061,214円ございます。この中で国の分、県の分、市の分ということで、おのこの基金への増資をいたしております。国の分が8,839,341円、県も同額でございます。それから、市の分が14,888千円でございます。この国の増資分につきましては、18年度から5年間で国の方に返済をするということになります。あと、県と市で持っております基金への増資分、これをもって運営をするということにいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第39．第138号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第40．第139号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び日程第41．第140号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の3件の議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

第138号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、第139号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び第140号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、これについては参考資料の新旧対照条文3ページ、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。この条例について、一括して補足説明申し上げます。

平成18年10月1日より、健康保険法の一部を改正する法律において、従前の特定療養費が改められ、保険給付として保険外併用給付費が支給されることになりましたので、同法を引用している三つの条例を改正するものでございます。

健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると、保険が適用される診療も含めて原則、医療費は全額自己負担となりますが、従前の特定療養費に該当する場合、保険診療内の医療行為は保険が適用されていたところでございます。今回、この特定療養費制度が見直され、保険外併用療養費となり、その対象医療行為が評価療養と選定療養に再編されたためをお願いをするところでございます。

なお、お手元に資料として評価療養と選定療養についての資料を差し上げておりますので、御参照いただきたいと思います。

従来、特定療養費として定められていたものが、項目ごとに編成をされております。従来の特定療養費の項目がそのまま両方の療養費の中に掲載をされておるところでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第138号議案、第139号議案及び第140号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第138号議案、第139号議案及び第140号議案の3件の議案は、いずれも福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第42．第141号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

○木寺市民病院事務長〔登壇〕

第141号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、例規集第2巻、1万7,181ページでございます。なお、議案資料6ページから8ページにかけての新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に引用する条文に改正が必要になりましたので、改正をお願いするものでございます。改正される告示内容は表題の改正であります。第1には改正前の「入院時食事療養費に係る費用の額の算定に関する基準」が「入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」、これに改められたものでございます。これによりまして、条例第2条第2項第1号、第2号、第3号及び第5号の関係条文を改めるものでございます。

第2には、「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」、これが廃止をされまして、「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」、これが新しく定められましたことによりまして、条例第2条第2項第4号の関係条文を改めるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第141号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第43．第142号議案 武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第142号議案 武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

議案資料9ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例は、消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身上の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのために死亡または障害の状態となった場合、賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金の授与に関し、必要な事項を定めたものです。

これまでの賞じゅつ金区分の障害の程度については政令で定めていましたが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、本内容については総務省令で定めることとなりましたので、これに伴って条文整備を行うものです。

以上で第142号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第142号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第44．第143号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

第143号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立についての補足説明を申し上げます。

国においては、高齢化が急速に進み、それに伴う医療費の増大を抑制するための医療制度改革が進められております。本年6月に健康保険法等の改正がなされ、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、75歳以上の後期高齢者を対象とする独立した医療制度を平成20年度から創設することになりました。また、同法第48条の規定により、市町村は後期高齢者医療の事務を共同処理するために、各都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設置することが必要になったところでございます。

法の公布以降、9月に県内すべての市町が参加する佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準

備委員会が設置され、規約、組織、予算等について検討がなされてきました。広域連合設立についての合意がなされましたので、地方自治法第284条第3項の規定により、議会の議決を賜りたく提案するものでございます。

議案書10ページをお開きください。

佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立については、設立年月日を平成19年2月1日とし、関係地方公共団体は県内23の全市町です。

共同処理する事務については、11ページをお開きください。

高齢者の医療の確保に関する法律に規定する5項目を掲げております。これらのうちで除外されている被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受付ほか5項目の事務は市町村において行うことになります。なお、法第48条において保険料の徴収事務及び被保険者の寄与する事務は、市町村が行う事務ということになっております。

12ページをお願いいたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（案）でございます。地方自治法第291条の4の規定に基づき、広域連合の名称、組織する地方公共団体、区域、処理する事務、作成する広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織及び議員の選挙の方法、長、選挙管理委員会その他の執行機関の組織及び選任の方法、経費の支弁の方法を定め、その他所要の条項と施行期日及び経過措置を定めております。

議会の議員及び長の選挙については地方自治法第291条の5の規定により、議会の議員については広域連合を組織する地方公共団体の議会において選挙することを定め、長の選挙については広域連合を組織する地方公共団体の長が投票により選挙することを定めております。これは規約の第8条及び第12条でございます。

他の主なものを説明いたしますと、第7条において議員の定数を25人と定め、関係市町の議会の議員により組織し、関係市町における定数は1人としておりますが、第2項において75歳以上の人口の最も多い市、町を定めておりまして、したがって、最も多い市、町は2人となるところでございます。現在のところ、佐賀市と白石町が想定をされております。

また、広域連合長1人、副広域連合長2人を第11条に定め、理事会等の執行機関を第14条以降に定めているところでございます。

なお、今回の議案はすべての市町が12月議会に提案されているところでございます。議決いただきますと、平成19年1月に県知事へ認可申請を行い、1月末に許可を受ける予定でございます。

以上、簡単でございますが、第143号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第143号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○ 6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

お尋ねします。

後期高齢者が国保から変わるという形になるのかと思いますけれども、そしたら国保の方が経営的にちょっと助かるようになるのかですね、国保との関連というですかね、国保は楽になるんですよというふうになるのかですね、それが 1 点。

それともう一つは、74歳まで国保において、入院中に75歳になったらそっちに移行、誕生日で変わっていくのかですね、その辺がどうなっているのかというのがよくわからないということと、もう 1 点は、各議会がありますけれども、実質的に下話をするようなそういう組織がないと、何カ月にも一回議員の人が集まって話しても細かいというか、プランをつくる会議みたいなやつがないと、何か遠くの存在になってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の実務的な各自治体から出て話し合うような場所があるのか、その 3 点についてお聞きします。

○ 議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

○ 中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、国保が助かることになるのかということでございますが、従来、高齢者の方については老人保健という制度がございまして、一部国保から拠出金というのを出して特別会計をつくって運営をしておりました。今回の制度では、その老人保健の部分が広域連合にそのまま移るということになります。そのことで国保が助かるのかということになりますと、考え方は同じでございます。今まで同様という形になります。

それから、組織の中で具体的な運営をするための協議をする場と申しますか、がどうかということでございますが、まず規定の中に、第14条において広域連合に理事会を置くということになります。これは関係市町の長で組織をするわけですが、まず、理事会がございます。それと、あと、会を運営していくためには全市町が参加をいたしますので、担当課長会等、あるいは担当者会等開催されていくものというふうに考えております。

それから、この制度の中で入院中の75歳の方が誕生日でどうなるのかということでございます。この件については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、調べて報告させていただきたいと思います。

○ 議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第45．第144号議案 佐賀県市町総合事務組合の設立についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第144号議案 佐賀県市町総合事務組合の設立について、補足説明を申し上げます。

佐賀県市町総合事務組合は、佐賀県町村会及び佐賀県町村議会議長会に事務所を置く佐賀県市町村退職手当組合ほか五つの一部事務組合の事務について、複合的に事務処理を行うために設立する新たな一部事務組合であります。この一部事務組合は、地方自治法第285条に規定する複合的一部事務組合であり、共同処理する事務ごとに組織する地方公共団体が異なるものです。それぞれの共同処理事務を一つの一部事務組合で処理することにより事務局体制の強化、事務処理の効率化を行われることとなります。地方公共団体では経費節減による事務費負担の軽減や規約変更等の協議の簡素化、組合事務局では組合議会の一元化による事務の効率化や会計事務の統一による簡素化、人員配置の効率化などの効果が見込まれます。

設立に伴い、六つの一部事務組合については廃止統合することとしており、本市が加入している一部事務組合については、このうち佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合、佐賀県市町村交通災害共済組合、佐賀県自治会館組合の3組合であります。一部事務組合の設立に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議により規約を定めなければならない、この協議については議会の議決を要することとなっています。議決後は知事への届け出及び許可により設立することとなり、平成19年4月1日より設立することにしております。

以上で第144号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第144号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第46．第145号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について及び日程第47．第146号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第145号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について及び第146号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については関連しておりますので、一括して補足説明申し上げます。

まず、第145号議案について補足説明申し上げます。

佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合は、消防組織法及び消防法に規定する非常勤消防団員等にかかわる損害補償に関する事務、水防法に規定する水防団員等にかかわる損害補償に関する事務について共同処理する一部事務組合です。本組合の事務については、第144号議案で御説明いたしました佐賀県市町村総合事務組合で事務処理を行うこととするため解散をするものであります。

一部事務組合の解散に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議を行わなければならない、この協議については議会の議決を要することとなっております。

解散日については、佐賀県市町村総合事務組合の設立の前日であります平成19年3月31日としております。

次に、第146号議案について御説明申し上げます。

この議案は第145号議案で解散の議案を提出しております佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の財産を新たに設立する佐賀県市町村総合事務組合に帰属させるものでありまして、一部事務組合の財産処分に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議を行わなければならない、この協議については議会の議決を要することとなっています。

帰属する財産は、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合財政調整積立金の129,267,963円でございます。

以上で第145号議案及び第146号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第145号議案及び第146号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第145号議案及び第146号議案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第48．第147号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について及び日程第49．第148号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第147号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について及び第148号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については関連しておりますので、一括して補足説明申し上げます。

まず、第147号議案について補足説明申し上げます。

佐賀県市町村交通災害共済組合は、交通災害共済に関する事務について共同処理する一部事務組合であり、本組合の事務については第144号議案で御説明いたしました佐賀県市町村総

合事務組合で事務処理を行うこととするため、解散をするものでございます。

一部事務組合の解散に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議を行わなければならない、この協議については議会の議決を要することとなっております。

解散日については、佐賀県市町総合事務組合の設立の前日であります平成19年3月31日としております。

次に、第148号議案について御説明申し上げます。

この議案は第147号議案で解散の議案を提出しております佐賀県市町村交通災害共済組合の財産を新たに設立する佐賀県市町総合事務組合に帰属させるものでありまして、一部事務組合の財産処分に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議を行わなければならない、この協議については議会の議決を要することとなっております。

帰属する財産は、佐賀県市町村交通災害共済事業基金の275,274,185円でございます。

以上で第147号議案及び第148号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第147号議案及び第148号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第147号議案及び第148号議案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第50．第149号議案 佐賀県自治会館組合の解散について及び日程第51．第150号議案 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第149号議案 佐賀県自治会館組合の解散について及び第150号議案 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分については関連しておりますので、一括して補足説明を申し上げます。

まず、第149号議案について御説明申し上げます。

佐賀県自治会館組合は、自治会館の設置、管理及び運営に関する事務について共同処理する一部事務組合であり、本組合の事務については第144号議案で御説明いたしました佐賀県市町総合事務組合で事務処理を行うこととするため、解散をするものであります。

一部事務組合の解散に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議を行わなければならない、この協議については議会の議決を要することとなっております。

解散日については、佐賀県市町総合事務組合の設立の前日であります平成19年3月31日としております。

次に、第150号議案について御説明申し上げます。

この議案は、第149号議案で解散の議案を提出しております佐賀県自治会館組合の財産を新たに設立する佐賀県市町総合事務組合に帰属させるものでありまして、一部事務組合の財産処分に当たっては、これを組織する地方公共団体の協議を行わなければならない、この協議について議会の議決を要することとなっています。

帰属する財産は、自治会館分館の敷地3,116.11平米、自治会館本館及び分館の建物並びに佐賀県自治会館組合財政調整資金積立金の82,540,411円であります。

以上で第149号議案及び第150号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第149号議案及び第150号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第149号議案及び第150号議案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時31分